

平成25年12月3日

民主党柔道整復師の業務を考える議員連盟
会長 武正公一殿

一般社団法人
全国柔道整復師連合会
会長 田中威勢夫

〈要望〉後療日に毎回の「再検料」算定をお願い致します。

医科の場合は、「再診料」が毎回算定されるのに対し、柔道整復療養費は初回の後療に1回のみ算定となっております。柔道整復師は医師と同じように施術において毎回、問診、視診、触診等を行い、症状の把握をし、傷病の評価に努めています。また、レセプトに施術の内容について長期、頻回理由の記載を求められたりもしています。そのような行為に対して、柔道整復療養費の算定基準に適正な反映がされるべきであると考えます。

○医科の再診料は、以下の通りとなっております。

初診料、再診料、外来診療料の基本の点数は、次のとおり定まっていますが、実際の診療では、これらの他に各種の加算がなされ、その合計点数で請求がなされます。

初診料・再診料・外来診療料の基本点数		
初診料	270点	病院・診療所共通
再診料	69点	200床未満の病院、診療所
外来診療料	70点	200床以上の病院

(時間外加算、休日加算、深夜加算、外来管理加算あり)

- (1) 診療所又は一般病床の病床数が200床未満の病院において、再診の都度(同一日において2以上の再診があってもその都度)算定できる。ただし、2以上の傷病について同時に再診

を行った場合の再診料は、当該1日につき1回に限り算定する。

(2) A傷病について診療継続中の患者が、B傷病に罹り、B傷病について初診があった場合、当該初診については、初診料は算定できないが、再診料を算定できる。

(3) 再診料における時間外加算、休日加算、深夜加算、時間外特例加算及び夜間・早朝等加算の取扱いは、初診料の場合と同様である。

患者が、病気や怪我などの治療のために病院や診療所で治療を受けた際、診療報酬は2回目以降から「再診料」という名目を算定されます。診療報酬点数は69点となっています。

2009年以前の再診料は、医療機関の種類によって異なるなど、初診料よりも更に複雑なシステムとなっていました。2010年4月の改定により69点に統一されました。但し、患者の年齢による加算、時間外加算、休日加算、夜間・早朝等加算等の加算があります。

○柔道整復の再検料は、以下の通りとなっております。

1. 再検料は、初検料を算定する初検の後、後療日に一回のみ算定できるとされ、それ以降の後療においては算定できない。
2. 医師から後療依頼があり、既に医療保険機関にて受診していた場合、他の柔道整復師の施術を受けていた場合、または受傷後日数を経過して受療する場合は、初検日後に最初の後療日に一回のみ算定できる。

再検料	270円	初回後療日に1回のみ
-----	------	------------

以上のように、医科の再診料は、2回目から毎回690円（加算あり）であるのに対し、柔道整復療養費の再検料は初回の後療に1回のみ270円（加算なし）算定となっています。

医科の場合は、初診料や再診料・外来診療料は、初診あるいは再診の際の基本的な診療行為を含む一連の費用を評価したもので、

以下のような簡単な検査、処置等の費用も含まれています。

初診料・再診料・外来診療料に含まれる医療行為	
診察にあたって、個別技術にて評価されないような基本的な診察や処置等	<ul style="list-style-type: none"> ・視診、触診、問診等の基本的な診察方法 ・血圧測定、血圧比重測定、簡易循環機能検査等の簡便な検査 ・点眼、点耳、100平方センチメートル未満の皮膚科軟膏処置用の簡単な処置等 ・外来診療料では上記に加え、更に、尿検査や血液形態・機能検査、皮膚科軟膏処置等の一部が含まれます。
診察にあたって、基本的な医療の提供に必要な人的、物的コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に必要な従事者のための人件費 ・カルテ、基本的な診察用具等の設備 ・保険医療機関の維持に係る光熱費 ・保険医療機関の施設整備費等

(中医協 診－ 121.4.22)

柔道整復師は最高裁判例において、医師の全分野医療に対し、部分医療（外科と投薬の禁止）であるとの司法見解を得ています。よって、現行制度で位置付けられている柔道整復療養費も、上記のような視診、触診、問診等による傷病の評価や、診療に必要なコストとしての費用が再検料として算定されるべきと考えます。

医療費の増加に対する対策は重要であります。療養の給付と柔道整復療養費を対比した場合の矛盾点は改善する必要があります。今後は、柔道整復療養費全体の総額を是正するために、適正な算定基準項目と算定配分を検討し、料金体系の抜本的改革が必要であると考えます。

同時に、柔道整復師の適正な所得水準や整骨院の月別請求総額の基準を精査、検討し、また地域格差解消のための算定基準を考慮する必要があります。今回は、柔道整復療養費制度の抜本的改革を視野に入れた、算定基準の見直しとして、ご提案させていただきます。